

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年6月13日
大阪法務局守口出張所

登記官

石田章人



求 積 表

地 番 12-4			
測 点 名	X 座 標	Y 座 標	距 離
K38	-141060.778	-38860.994	77.64
K30	-141055.342	-38783.544	53.09
K4	-141002.391	-38787.420	2.72
K11	-140999.671	-38787.620	3.74
P1	-140995.933	-38787.895	80.67
P2	-141001.581	-38868.368	56.56
K37	-141057.996	-38864.207	4.25
倍 面 積			9600.094029
面 積			4800.0470145
地 積			4800.04 m ²

地 番 12-1			
測 点 名	X 座 標	Y 座 標	距 離
P1	-140995.933	-38787.895	24.87
K12	-140971.125	-38789.723	26.63
K31	-140969.170	-38763.163	20.57
K33	-140948.647	-38764.668	4.24
K34	-140945.871	-38767.881	26.63
K27	-140947.794	-38794.446	1.81
K9	-140945.980	-38794.579	3.63
K16	-140942.348	-38794.774	12.50
K17	-140929.876	-38795.695	40.81
K26	-140889.176	-38798.702	74.74
K35	-140894.279	-38873.274	4.23
K36	-140897.476	-38876.046	104.38
P2	-141001.581	-38868.368	80.67
倍 面 積			18209.890610
面 積			9104.9453050
地 積			9104.94 m ²

引 照 点 座 標

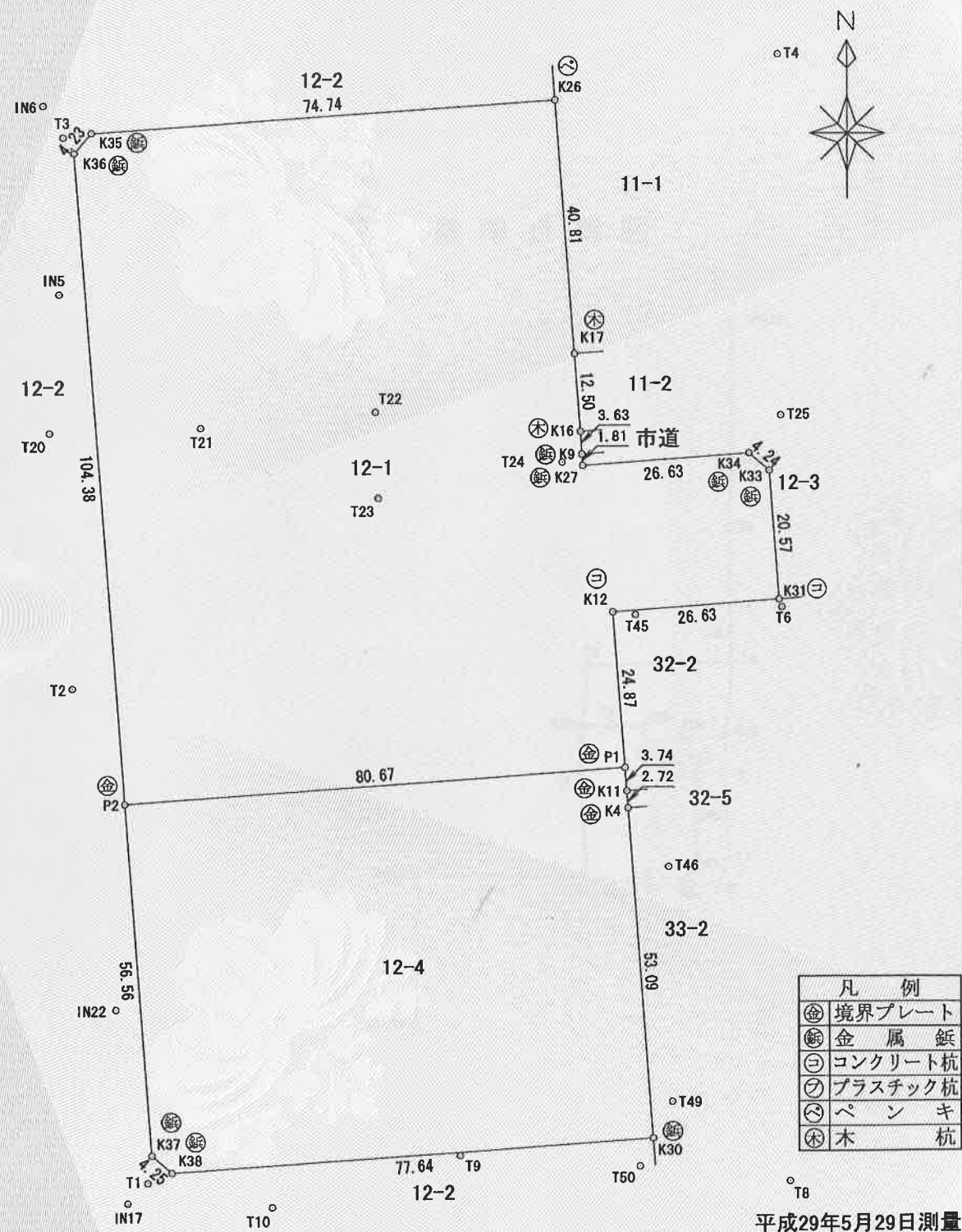
点 名	X座標	Y座標	備 考
IN5	-140920.212	-38878.415	マンホール縁ポンチ穴
IN6	-140889.951	-38880.791	マンホール縁ポンチ穴
IN17	-141065.700	-38868.009	マンホール縁ポンチ穴
IN22	-141034.606	-38869.867	マンホール縁ポンチ穴

引 照 距 離 表

引照点	点 間 距 離	
	IN5	IN6
境界点 K36	22.859	8.896
	IN17	IN22
K37	8.591	24.065

地 番	12-1、12-4
土地の所在	守口市大宮通三丁目

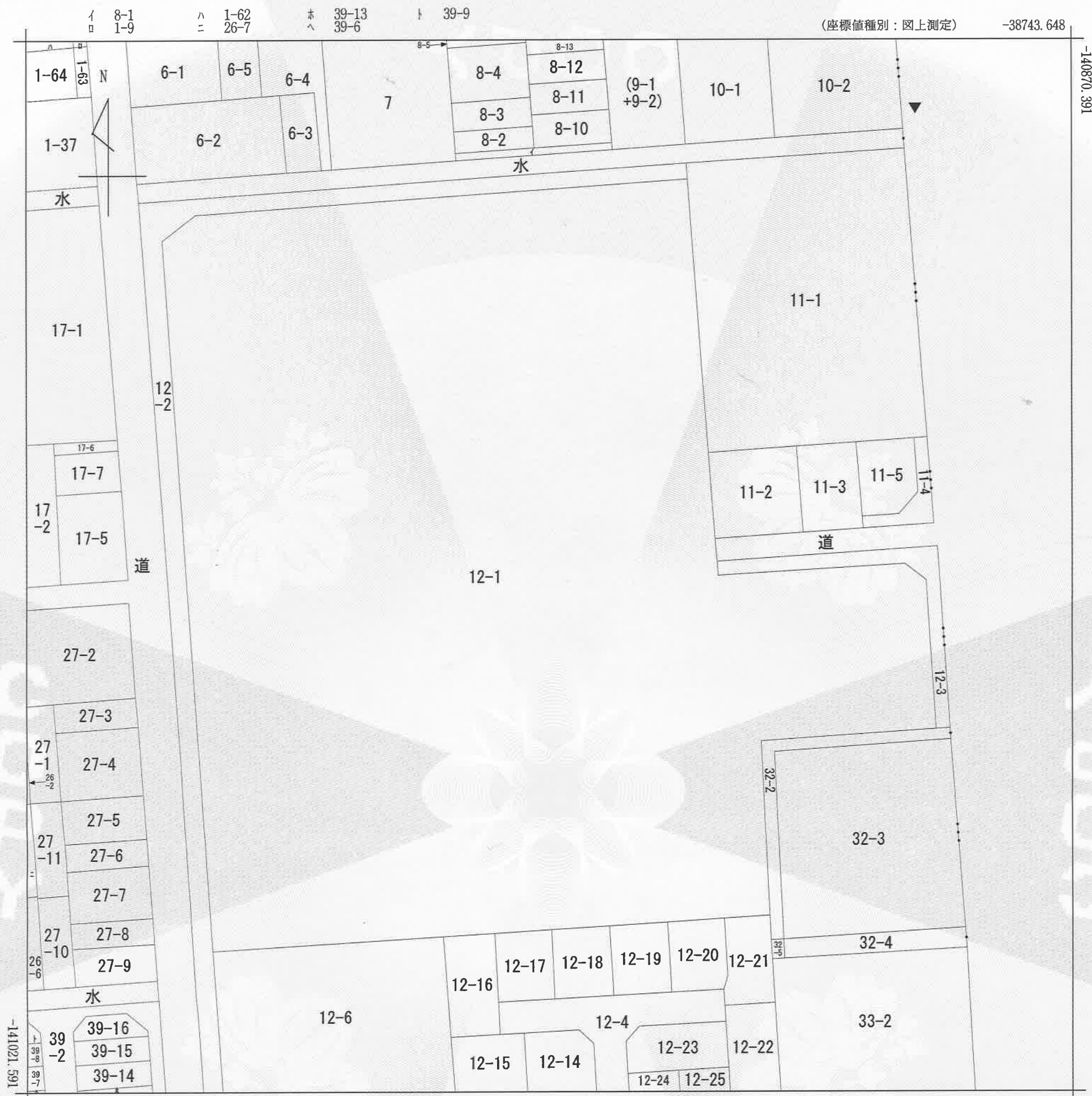
地 積 測 量 図 (1/2)



平成29年5月29日測量

作成者 守口市企画財政部財産活用課
橋 本 祥 伸 (平成 29 年 5 月 29 日作成)

申請人 守口市長 西 端 勝 樹
縮 尺 1 / 1000
(大阪土地家屋調査士会)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
大宮通3丁目

請 求 部 分	所 在	守口市大宮通三丁目					地 番	12番1		
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号	Ⅵ	分 類	地図に準ずる図面（街区成果B）		種 類	街区基本調査成果図
作 成 年 月 日	平成21年3月23日				備 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年4月24日
大阪法務局守口出張所
登記官

石田章人

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年2月19日	不動産番号	1216000115690
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	守口市大宮通三丁目				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
12番	田	4327		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月19日	
余白	宅地	4327	27	②③平成27年4月1日地目変更 〔平成29年2月21日〕	
余白	余白	14571	94	③28番、28番2、28番3、32番1、33番1、38番を合筆 〔平成29年2月21日〕	
余白	余白	14580	63	③錯誤 〔平成29年2月21日〕	
12番1	余白	13904	97	①③12番1ないし12番3に分筆 〔平成29年2月21日〕	
余白	余白	9104	94	③12番1、12番4に分筆 〔平成29年6月7日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権登記	余白	所有者 守 口 市 昭和39年法律第18号附則第4項により 平成9年6月11日登記 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月19日
2	合併による所有権登記	平成29年2月10日 第1549号	所有者 大 阪 府 守 口 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年4月24日
大阪法務局守口出張所

登記官

石 田 章 人



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D47317 (6 / 6)

1 / 1